

(一般会計分) 令和 8 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題 (一次公募)

調査研究 課題番号	調査研究課題名
一般 1-01	こども政策 D X の推進に関する中長期的な展望についての調査研究
一般 1-02	こども・子育て分野における D X の推進に関する調査研究
一般 1-03	児童福祉施設等における業務継続の在り方に関する調査研究
一般 1-04	児童を被害者とする人身取引事案に関する国内の取締り状況及び諸外国の法規制に関する調査研究
一般 1-05	保育士のキャリアに関する調査研究
一般 1-06	人口減少地域における保育機能の維持・確保に関する調査研究
一般 1-07	医療的ケア児等への教育・保育の実施状況等に関する調査研究
一般 1-08	私立保育所に対する委託費の経理等に関する監査の効率化についての調査研究
一般 1-09	認可外保育施設における安全確保・質の向上及び今後の在り方に関する調査研究
一般 1-10	保育現場におけるハラスメント対策の在り方に関する調査研究
一般 1-11	保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
一般 1-12	児童館の運営実態の把握及び、児童館によるこどもの居場所のコーディネート機能に関する調査研究
一般 1-13	各自治体のこども・若者の居場所の分布状況に関する全国調査、並びに調査結果の活用に関するパイロット調査
一般 1-14	こども当事者の声を反映したこどもホスピス普及促進に関する調査研究
一般 1-15	保育士修学資金貸付等事業による保育士確保及び就業継続の効果に関する実態調査
一般 1-16	保育所等における食事の外部搬入に関する調査研究
一般 1-17	保育所等における 0 歳児からの育ち・学びを支える援助の充実に関する調査研究
一般 1-18	保育所保育指針等に基づく保育の理解促進のための周知・啓発及び保護者の保育ニーズに関する調査研究

一般 1-19	都道府県保健師に対する母子保健施策の広域的な体制強化支援等に資する調査研究
一般 1-20	旧優生保護法補償金等支給法の周知広報に資する構造把握と改善方策に向けた調査研究
一般 1-21	児童のディープフェイクポルノ等生成・拡散等の実態把握に関する調査研究
一般 1-22	青少年のインターネット上の性被害等の実態把握に関する調査研究
一般 1-23	インターネットが青少年のメンタルヘルスに及ぼす影響に関する調査研究
一般 1-24	児童福祉施設等の災害復旧に関する調査研究
一般 1-25	不登校のこども及び保護者への支援の在り方に関する調査研究
一般 1-26	自殺関連行動のあるこどもの支援における地域対応モデル構築に関する調査研究
一般 1-27	ひとり親家庭等の多様化を踏まえた支援の全体像の可視化に関する調査研究
一般 1-28	小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業における第三者評価のあり方に関する調査研究
一般 1-29	里親等委託における効果的な方策及び専門里親の実態把握に関する調査研究
一般 1-30	養子縁組あっせん機関に関する第三者評価基準の見直し及び研修体系のあり方に関する調査研究
一般 1-31	児童福祉法におけるこどもの権利擁護に関する調査研究
一般 1-32	認定資格の活用によるこども家庭福祉人材の確保・育成・定着及びキャリアラダー・パスに関する調査研究
一般 1-33	都道府県による市町村支援の在り方に関する調査研究
一般 1-34	こども家庭センターにおけるケースマネジメント実践モデルの実証的調査研究
一般 1-35	ヤングケアラー支援において関連分野の支援者等が活用可能なツールや情報に関する調査研究
一般 1-36	障害児支援における児童相談所と障害児施設等との連携推進に関する調査研究
一般 1-37	児童相談所によるこどもの心のケアの充実に関する調査研究
一般 1-38	医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児コーディネーターの地域における支援ガイドラインの作成に関する調査研究
一般 1-39	未就学期から学齢期にわたるインクルージョン推進に関する調査研究

一般 1-40	視覚・聴覚等の障害を有する児の支援及び支援体制に関する実態把握
一般 1-41	高次脳機能障害を有する児への支援及び支援体制に関する実態把握

令和 8 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>課題番号 一般 1－16</p>	<p>保育所等における食事の外部搬入に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>・保育所における食事の提供については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）では、保育所に調理室を設けることとされており、自園調理を行うことが原則のところ、公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、公立保育所において一定の条件を満たす場合に給食の外部搬入方式が可能となった。さらに、平成 22 年 6 月より、公立・私立を問わず満 3 歳以上児には、給食の外部搬入方式が可能とされ、残る公立保育所における満 3 歳未満児に対する食事の外部搬入の特例措置についても活用されているところである。</p> <p>・令和 7 年度の構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会において、上記特例措置について、主に、外部搬入の実施に当たって一人一人に応じた適切な離乳食の提供体制、障害児等の一人一人への支援、食育の推進に関する課題があるものの、満 3 歳以上児と同様に、全国展開が妥当であるとの評価がなされたところである。このため、適切な外部搬入の実施のために必要な配慮事項等について、外部搬入の実施に関わるステークホルダーに対して示していくことが必要である。</p> <p>・保育所における適切な食事の提供に関しては、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」で示しており、令和 7 年度こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「児童福祉施設における栄養管理の充実に資する研究」等をはじめとする調査研究が進められてきているところである。</p> <p>・そこで、本調査では、課題として挙げられた事項の解決に向け、上記のガイド及び調査研究事業の成果を考慮した上で、参考となるような事例の収集や配慮すべき事項等を整理するなど、今後の外部搬入の実施に係る基礎資料を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 外部搬入を導入している施設に対する実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）</p> <p>（1）アンケート調査票の発出及び回収・集計</p> <p>以下対象者に対し、「外部搬入の実施に係る関連事項（※）」に関するアンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。</p> <p>調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、担当課と調整の上、行うものとする。</p> <p>（対象者）</p> <p>① 特区を申請している自治体（調理施設等との契約担当）</p> <p>② 外部搬入実施施設（食事をする施設。保育所、認定こども園等を想定。）</p> <p>③ 外部搬入の委託先（調理をする施設）</p> <p>（※）外部搬入の実施に係る関連事項とは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 32 条の 2 に準ずる事項を想定。</p>

	<p>(2) ヒアリング調査</p> <p>(1) の調査結果を踏まえ、外部搬入実施園及び所管する自治体担当者に対するヒアリング調査を実施すること。なお、ヒアリング調査で得た結果について、外部搬入基礎資料集に反映させることができる内容があれば、適宜反映すること。</p> <p>(3) (1)、(2) の調査については、外部搬入の実施に当たって各観点で配慮すべき事項及びその具体的な対応内容について整理するとともに、基礎資料集作成に係る検討を行う。分析結果については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、担当課等の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>2. 外部搬入実施の基礎資料集の作成</p> <p>外部搬入を実施する施設の参考となるよう、多様な実施例を掲載すること。外部搬入の導入の背景や目的、導入決定までのプロセス等を含め取り組み事例を掲載すること。事例の選定にあたっては、地域や出生数、受け入れているこどもの状況、食事提供の種類等も含め、各観点に関する事情を考慮し、10 事例程度は確保すること。</p> <p>また、所管する自治体が指導・監査を行う際の項目案等を作成し、合わせて掲載すること。</p> <p>作成にあたっては、外部搬入に係る自治体の条例、施設及びセンター等が使用している計画書、マニュアル、取り決め事項も含めて必要な資料の収集も行うこと。また、写真を掲載する等、視認性を担保するよう留意すること。なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予めこども家庭庁担当課の承認を得ること。</p> <p>3. 学識者等からなる検討会の開催</p> <p>1 や 2 の実施に当たって、保育所等における食事提供に関する専門的知見を有する学識者等からなる検討会を開催し、助言を得ることとする。</p> <p>※本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁成育局成育基盤企画課と綿密な協議の上、遂行すること。</p>
求める成果物	<p>1. 上記「1.」のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式</p> <p>2. 上記「2.」で作成した外部搬入導入施設の好事例集等の電子媒体（PDF 及び Word）</p> <p>3. 調査等による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>※なお、令和 8 年中に中間とりまとめとして、施設向けの事例を取りまとめた上、提出すること</p>
担当課室・担当者	成育局成育基盤企画課 企画法令第 2 係 03-6861-0054